

令和 2 年度島根県職業訓練実施計画

(公共職業訓練と求職者支援訓練に係る総合的な計画)

令和 2 年 3 月 16 日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、公共職業能力開発施設で行われる職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）や、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「支援法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、国及び島根県が一体となって特定求職者を含む求職者等に対する職業訓練受講の機会を十分に確保するため、職業訓練の実施に関し、重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

本県における令和 2 年 1 月の有効求人倍率（季節調整値）は 1.70 倍で、全国の有効求人倍率 1.49 倍を 0.21 ポイント上回り、83 か月連続で 1 倍を超える水準で推移しており、雇用情勢は引き続き改善しているものの、高齢化等に伴う人口減少が進んでいく中、地域経済を維持していくためには、雇用環境の整備や生産性の向上に取り組んでいくことが課題となる。

このため、公的職業訓練を通じて、人手不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等に向けた人材の育成を図るとともに、企業の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上を進めていく等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要となる。

また、労働力人口が減少していくことが予測される中、フリーター、女性、高齢者、障害者、就職氷河期世代等のそれぞれの課題に応じた能力開発を行い、円滑な再就職に努めていくことが必要である。

(2) 平成 31 年度における公的職業訓練をめぐる状況

		施設内 離職者	委託訓練 離職者	在職者	施設内 学卒者	施設内 障害者	委託訓練 障害者
県立高等技術校	計画	30 人 (3)	733 人 (56)	358 人 (33)	110 人 (9)	10 人 (1)	77 人 (46)
	実績	19 人 (6)	446 人 (49)	143 人 (19)	82 人 (9)	6 人 (1)	61 人 (38)
	就職率 (H30)	100.0%	82.1%		98.7%	100.0%	69.0%
島根職業能力 開発促進センター	計画	396 人 (26)		525 人 (46)			
	実績	260 人 (21)		300 人 (36)			
	就職率 (H30)	87.8%					
島根職業能力 開発短期大学校	計画			523 人 (49)	55 人 (3)		
	実績			132 人 (31)	57 人 (3)		
	就職率 (H30)				100.0%		
求職支援訓練	計画	基礎コース 120 人 ・ 実践コース 230 人					
	実績	基礎コース 135 人 ・ 実践コース 215 人					
	就職率 (H30)	基礎コース 75.6% ・ 実践コース 78.9%					

※実施済みなど実績が判明しているものについて計上。令和 2 年 1 月末現在の入校者/受講者数(2 年次のものを除く)。() はコース数。

※就職率については、平成 30 年度修了生の数値。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者等

(1) 実施方針

島根県内で行われる公的職業訓練（公共職業訓練と求職者支援訓練）を計画的かつ効果的に行うため、一体的に計画を策定し、島根県、島根労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が連携を密にし、公的職業訓練を機動的・弾力的に展開する。

それぞれの訓練は、次の方針により実施する。

(離職者訓練)

平成31年4月1月以降、有効求人倍率は低下基調にあるも依然として、人材不足の業種もあることから、業界団体や関係機関と連携し、求人の動向を踏まえた訓練科目を設定する。

なお、ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命の進展に対応した職業訓練の実施にも取り組む。

また、これまで能力開発の機会に恵まれなかつた方を対象として、国家資格等の取得を目指す長期の訓練コースを推進し、正社員就職に導くことが出来る訓練を実施する。

おって、各訓練の実施機関及び島根労働局が常に調整を図り、離転職者に対し職業訓練の機会を提供することにより、再就職を支援する。

(在職者訓練)

業界団体や商工団体等と連携し、企業のニーズを反映した訓練科目を設定することにより最新技術の習得や熟練技能の伝承を図る。

また、高等技術校とポリテクセンター島根及び業界団体が協力して訓練を実施するなど、効果的な職業訓練により在職者のスキルアップを支援する。

なお、第4次産業革命に対応してIoT技術等に対応した職業訓練の実施に取り組む。

また、ポリテクセンター島根及びポリテクカレッジ島根に設置した生産性向上人材育成支援センターによる在職者訓練のコーディネートや生産性向上のための支援、IT理解・活用力リテラシーを習得するための事業主支援等を行い、民間人材等を活用した在職者訓練を拡充することにより、中小企業等の労働生産性向上等に向けた人材育成を支援する。

おって、70歳までの就業機会の確保に向けた中高年齢者に対する訓練を実施する。

(学卒者訓練)

高等学校卒業者等の若年者を対象に、業界のニーズに対応した、地域のものづくり産業などで活躍できる実践技術者の育成をめざした訓練を実施する。

(障がい者訓練)

一般校を活用して施設内で行う障がい者訓練については、東部高等技術校において「介護サービス科」、西部高等技術校において「総合実務科」を継続して実施する。

委託訓練については、社会福祉法人、民間教育機関、企業等を活用し、障がい者が住む身近な地域で障がい者の多様なニーズに対応した訓練を実施する。

(求職者支援訓練)

非正規労働者や自営廃業者、新規学卒未就職者など雇用保険の基本手当を受けることができない求職者に対して、雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう必要な職業訓練の機会を提供し、早期の就職を目指す。

基礎的能力のみを習得する職業訓練コース（基礎コース）と、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を同程度とし、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人を踏まえたものとする。

また、独自の訓練分野、特定の地域を念頭に置いた地域ニーズ枠を設定する。

さらに、育児中の女性等で再就職を目指すもの、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

なお、訓練の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえ四半期ごとに求職者支援訓練を認定し、認定単位ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、島根労働局のホームページ及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部のホームページにより周知する。

(2) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等（令和2年度計画）

実施主体	内訳	対象者数	訓練の実施分野	目標就職率
県	施設内訓練	30人 (3)	機械加工・溶接科 事務ワーク科	100%
	委託訓練	716人 (56)		
	離職者等再就職訓練事業	716人 (56)		
	長期高度人材育成コース	178人 (19)	介護、保育系等	85%
	知識取得コース	508人 (35)	事務・介護系	
	デュアルシステム	30人 (2)	農業・事務・介護系	
島根職業能力開発促進センター	施設内訓練	388人 (26)	テクニカルオペレーション科「機械・CADオペレーション科」 金属加工科 住宅リフォーム技術科 建物管理サービス科「ビル管理サービス科」 電気設備技術科 電気設備技術科（短期DS）「電気設備技術科（企業実習付）」 スマート生産サポート科「ICT生産サポート科」 ビジネスワーク科	80%

※（ ）内はコース数

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等（令和2年度計画）

実施主体	訓練科名	対象者数
県	住環境・土木科、建築科、Webデザイン科、機械加工・溶接科、ハウスアート科	290人 (29)
島根職業能力開発促進センター	テクニカルオペレーション科、金属加工科、住宅リフォーム技術科、建物管理サービス科、電気設備技術科、スマート生産技術科	600人 (53)
島根職業能力開発短期大学校	生産技術科、電子情報技術科、住居環境科	594人 (56)

※（ ）内はコース数

(4) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等（令和2年度計画）

実施主体	訓練科名	対象者数	目標就職率
県	美容科、自動車工学科、住環境・土木科、ものづくり機械加工科、Webデザイン科、OAシステム科、建築科、ハウスアート科	115人 (9)	100%
島根職業能力開発短期大学校	生産技術科、電子情報技術科、住居環境科	55人 (3)	100%

※（ ）内はコース数

(5) 障がい者等に対する公共職業訓練の対象者数等（令和2年度計画）

実施主体	訓練科名	対象者数	目標就職率
県（施設内訓練）	介護サービス科	10人 (1)	85%
県（委託訓練） 西部高等技術校 総合実務科を含む	知識・技能習得訓練コース	42人 (9)	
	実践能力習得訓練コース	28人 (28)	
	特別支援学校早期訓練コース	16人 (16)	

※（ ）内はコース数

(6) 求職者支援訓練の対象者数等(令和2年度計画)

区分	地域及び分野	対象者数	目標就職率
合 計		290人	
基礎コース	地域ニーズ枠 (ハローワーク浜田・益田管内)	105人	58%
実践コース	介護系	15人	—
	医療事務系	65人	—
	就職氷河期対策	15人	—
	その他	90人	—

※新規参入枠は、基礎コース20%、実践コース20%であるが、新規枠が20人未満の場合は20人まで可能とする。ただし実績枠が20人を下回らない範囲とする。また、同一の認定単位期間での実績枠に余剰人員が発生した場合は、枠の活用のため、新規採用枠への振替を可能とする。

※地域ニーズ枠については全て新規参入枠とができる。

※中止となった訓練コース分の認定数については、次期以降の認定単位期間の同一分野の認定に活用できる。

※第3四半期、第4四半期においては、余剰人員について、基礎・実践コース間の振替及び実践コースの他分野への振替を可能とする。

※1認定単位期間(四半期)における各地域(ハローワーク管轄内)で申請できるコースの上限を1コースまでとする。

4 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

(1) 関係機関との連携

島根県、島根労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が一体的に公的職業訓練の調整を行うことで、訓練規模、分野、時期について、適切に職業訓練の機会や受講者を確保する。

職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、島根労働局や島根県はもとより、地域の訓練実施機関や労使団体等の幅広い理解と協力が必要である。このため、島

根県地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた計画的で実効のある職業訓練の推進に資することとする。

（2）公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

職業訓練を希望する人や求職相談を通じて職業訓練が必要であると判断される人が、必要な職業訓練を受講できるよう、労働局、ハローワーク、公共職業能力開発施設が連携して相談への誘導や情報提供に取り組む。

職業訓練の受講にあたっては、ジョブ・カード制度を活用したキャリアコンサルティングを実施するなど、受講者への就職支援に関係機関が連携して取り組む。

（3）受講者に対する就職支援等

求職者支援訓練受講者および職業訓練受講給付金受給者については、毎月1回の指定来所日において職業相談を実施。また、公共職業訓練受講者についても活動指定日を設定し、訓練受講中からハローワークによる職業相談等の機会を提供する。

なお、未内定者に対しては、訓練実施機関と調整の上、訓練修了1か月前にハローワークへ誘導する等による相談支援を行う。

また、ハローワークは、本人の希望等に応じて担当者制による就職支援を実施し、必要に応じて就職後の職場定着支援までの一貫した個別支援に取り組む。